

# 公立大学法人下関市立大学学長選考会議規程

平成 20 年 6 月 3 日

規 程 第 30 号

改正 平成 30 年 5 月 25 日規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項

(構成)

第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 定款第 14 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する経営審議会において選出された者 3 人
  - (2) 定款第 19 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者の中から同条第 1 項に規定する教育研究審議会において選出された者 3 人
- 2 前項の規定により選出された委員が、学長候補者の選考の対象となった場合は、委員を辞任するものとし、その欠員は、速やかに補充するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第 5 条 選考会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、委員の互選により決定する。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 会議は、議長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後、最初開催される会議は、理事長が招集する。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 選考会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務グループにおいて行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年6月3日から施行し、平成20年5月28日から適用する。

2 学長選考会議設置後最初に選出される第3条第1項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成30年5月25日規程第8号)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。